附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第七条中租税特別措置法第九十条の十二の改正規定及び同法第九十条の十四（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第七十条の規定　令和八年五月一日

二　第四条の規定（同条中国際観光旅客税法第二十七条第一項の改正規定を除く。）及び附則第二十二条の規定　令和八年七月一日

三　第十四条の規定（同条中所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第四十四条の改正規定を除く。）及び附則第九十条の規定　令和八年十月一日

四　次に掲げる規定　令和八年十二月一日

イ　第一条中所得税法第二条第一項第三十二号の改正規定（同号ロに係る部分を除く。）、同項第三十三号及び第三十四号の改正規定、同法第二十八条第三項の改正規定、同法第八十六条第一項第一号の改正規定並びに同法別表第二から別表第五までの改正規定（別表第五に係る部分に限る。）並びに次条並びに附則第三条、第九条、第十一条第二項から第四項まで、第十二条及び第十三条第二項の規定

ロ　第七条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第二十九条の四」を「第二十九条の五」に改める部分に限る。）、同法第二十七条の改正規定、同法第二章第三節中第二十九条の四を第二十九条の五とし、第二十九条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十六の二の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定及び同条第二項の改正規定並びに附則第三十四条、第三十六条並びに第四十五条第一項及び第四項の規定

五　次に掲げる規定　令和九年一月一日

イ　第一条中所得税法第三十五条に一項を加える改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同法第百二十条の改正規定、同法第二百三条の三の改正規定及び同法別表第二から別表第五までの改正規定（別表第五に係る部分を除く。）並びに附則第五条、第八条、第十条、第十一条第一項及び第十三条第一項の規定

ロ　第七条中租税特別措置法第九条の八の改正規定、同法第九条の九第一項の改正規定、同法第二十五条の二の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定、同法第四十一条の三の十一第四項第六号の改正規定、同法第四十一条の十五の三第二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十六の二第三項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第四十一条の十七の改正規定（同条第一項中「第四条第五項第三号」を「第四条第九項第三号」に改める部分を除く。）、同法第四十一条の十九第一項の改正規定、同条第二項第七号の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第四十二条の二の二第一項及び第三項の改正規定（「又は」を「、第三十八条の二第四項又は」に改める部分を除く。）、同条第四項の改正規定（「第三十七条の十四の二第二十七項」の下に「、第三十八条の二第四項」を加える部分及び「第三十六項まで」の下に「、第三十八条の二第五項から第九項まで」を加える部分を除く。）、同法第四十二条の三第六項第二号の改正規定（「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第四十一項」に改める部分に限る。）、同項第三号の改正規定、同項第四号の改正規定、同項第五号及び第六号の改正規定（「第三十七条の十四第三十七項」を「第三十七条の十四第四十六項」に改める部分に限る。）並びに同法第七十条の六の八第二項第一号及び第七十条の六の十第二項第一号の改正規定並びに附則第三十三条、第四十二条、第四十四条、第四十五条第二項、第四十六条、第四十七条、第六十八条、第九十五条（所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第三十四条の改正規定に限る。）及び第九十八条の規定

ハ　第十条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第五条の二の二第一項の改正規定

ニ　第十二条の規定（同条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六条第七号の改正規定を除く。）及び附則第八十八条の規定

ホ　第十三条の規定（同条中我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十三条第二十五項の改正規定を除く。）並びに附則第八十九条第一項及び第九十二条の規定

六　次に掲げる規定　令和九年四月一日

イ　第六条の規定（同条中国税徴収法第百五十九条第一項の改正規定を除く。）

ロ　第十条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十一条第四項の表国税徴収法の項の改正規定（「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に、「領置」を「（同法の規定による電磁的記録提供命令（同法第百二条の二第一項第一号イ（電磁的記録提供命令）に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）」に改める部分を除く。）、同法第十三条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定

ハ　第十一条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十九条第一項の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第四十九条第一項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定並びに附則第八十七条第一項及び第二項の規定

ニ　附則第二十条第二項から第五項までの規定

七　次に掲げる規定　令和九年十月一日

イ　第四条中国際観光旅客税法第二十七条第一項の改正規定

ロ　第五条の規定（同条中国税通則法第三十四条の六第三項の改正規定及び同法第七十四条の二の改正規定を除く。）並びに附則第二十三条及び第百二条の規定

ハ　第六条中国税徴収法第百五十九条第一項の改正規定（「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める部分に限る。）

ニ　第八条の規定

ホ　第九条の規定（同条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条に一項を加える改正規定を除く。）

ヘ　第十条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第九条第一項の改正規定、同法第十条の三の改正規定、同法第十条の三の二の改正規定、同法第十条の三の三の改正規定、同法第十条の四の改正規定、同法第十条の五第九項の改正規定、同法第十一条第四項の表国税徴収法の項の改正規定（「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める部分に限る。）及び同法第十三条の改正規定（同条第一項に係る部分、同条第二項に係る部分及び同条第三項に係る部分を除く。）並びに附則第七十一条の規定

ト　附則第二十一条の規定　令和十年一月一日

八　次に掲げる規定　令和十年一月一日

イ　第七条中租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号及び第十四号の改正規定（「第五項」を「第六項」に改める部分に限る。）、同項第十五号の改正規定（「第五項」を「第六項」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定（「第五項」を「第六項」に、「第八項」を「第九項」に改める部分に限る。）、同条第十項の改正規定、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とする改正規定、同条第七項の改正規定、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に一項を加える改正規定、同法第四十二条の三第三項及び第五項の改正規定（「第三十一条の二第八項」を「第三十一条の二第九項」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の四第十九項第二号ハの改正規定、同法第六十二条第一項の改正規定（「第九項」を「第十項」に改める部分に限る。）、